

一宮市成年後見制度利用支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、民法（明治29年法律第89号）第8条に規定する成年後見人、第12条に規定する保佐人又は第16条に規定する補助人を付することが適当であると認められる高齢者、知的障害者及び精神障害者（以下「高齢者等」という。）であって、何らかの理由により成年後見制度を利用できない事情にあるものについて、一宮市が支援をすることにより、高齢者等の権利を擁護し、その福祉の増進を図ることを目的とする。

(支援の種類)

第2条 前条の支援は、次に掲げるものをいう。

- (1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定に基づく、民法第7条、第11条、第13条第2項、第15条第1項、第17条第1項、第876条の4第1項又は第876条の9第1項に規定する審判の請求（以下「審判の請求」という。）に関する支援
- (2) 審判の請求に係る収入印紙代、登記印紙代、郵便切手代、診断書料、鑑定料等（以下「審判の請求費用」という。）に関する支援
- (3) 成年後見人、保佐人及び補助人（以下「成年後見人等」という。）に対する報酬等に関する支援

(審判の請求に関する支援の対象者)

第3条 審判の請求に関する支援を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、高齢者等（老人福祉法第5条の4第1項ただし書の規定により本市以外が措置を行うものとされている65歳以上の者、介護保険法（平成9年法律第123号）第13条第1項若しくは第2項の規定により本市以外が行う介護保険の被保険者とされている者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条第2項若しくは第3項の規定により本市以外が支給決定を行うものとされている障害者を除く。）であって、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により本市の住民基本台帳に記録されている者及び老人福祉法第5条の4第1項ただし書の規定により本市が措置を行うものとされている65歳以上の

者、介護保険法第13条第1項若しくは第2項の規定により本市が行う介護保険の被保険者とされている者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第19条第2項若しくは第3項の規定により本市が支給決定を行うものとされている障害者で、事理を弁識する能力が不十分なために、日常生活を営むのに支障がある者のうち、次の各号のいずれかに該当すると市長が認めた者をいう。

- (1) 審判の請求を自ら行うことが困難であり、かつ、やむを得ない事情により、対象者の配偶者及び2親等以内の親族（以下「配偶者等」という。）から保護及び審判の請求を期待することができない者
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者
（審判の請求）

第4条 市長は、前条に規定する対象者の要件を満たすと思われる者について把握した時は、対象者に関する次に掲げる事項を調査したうえ、第13条に規定する審査会に諮り、審判の請求が必要と認められた場合は、当該審判の請求を申し立てるものとする。

- (1) 対象者の事理を弁識する能力の程度
- (2) 配偶者等の存否並びに配偶者等による対象者保護の可能性
- (3) 対象者の生活状況及び健康状況
- (4) 対象者又は配偶者等が審判の請求を申し立てる意思表示の存否
- (5) 市長が配偶者等に代わって審判の請求を申し立てるべき事由の有無
- (6) 市又は関係機関の各種施策の活用による対象者に対する支援策の効果
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に勘案すべき事項

2 前項の規定にかかわらず、市長は、対象者において緊急やむを得ない事情が生じ、当該対象者について必要があると判断したときは、対象者に関する前項各号に規定する調査を省略し、審判の請求を申し立てることができるものとする。
（審判の請求の手続）

第5条 審判の請求に係る申立書、添付書類及び予納すべき費用等に関しては、対象者に係る審判を管轄する家庭裁判所の定めるところによる。

(審判の請求の申立て費用の負担と求償)

第6条 市長は、家事事件手続法（平成23年法律第52号）第28条第1項の規定により、第4条第1項又は第2項の規定により行った審判の請求の申立て費用（以下「申立て費用」という。）を負担する。

2 市長は、申立て費用について、前項の規定に基づく申立て費用の求償権を得るため、家事事件手続法第28条第2項の命令に関する職権発動を促す申立てを家庭裁判所に対し行い、家庭裁判所が対象者へ、その費用の全部又は一部について負担すべき命令をしたときは、当該命令に係る費用を請求するものとする。

3 前項に規定する請求は、一宮市後見開始等審判の請求の申立て費用の請求書（様式第1）により行うものとする。

4 市長は、対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、前2項の規定にかかわらず当該申立て及び申立て費用の請求をしないものとする。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条に規定する被保護者

(2) 別表1で規定する要件に該当する者で、助成を受けなければ、成年後見制度の利用が困難と認められる者

(3) 前各号に掲げるもののほか、特に市長が認める者

(成年後見人等の報酬に対する助成の対象者)

第7条 市長は、後見開始等の審判を受けた高齢者等（老人福祉法第5条の4第1項ただし書の規定により本市以外が措置を行うものとされている65歳以上の者、介護保険法第13条第1項若しくは第2項の規定により本市以外が行う介護保険の被保険者とされている者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第19条第2項若しくは第3項の規定により本市以外が支給決定を行うものとされている障害者を除く。）であって、住民基本台帳法による本市の住民基本台帳に記録されている者及び老人福祉法第5条の4第1項ただし書の規定により本市が措置を行うものとされている65歳以上の者、介護保険法第13条第1項若しくは第2項の規定により本市が行う介護保険の被保険者とされている者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第19条第2項若しくは第3項の規定により本市が支給決定を行うものとされている障害者で、事理を弁識する能力が不十分なために、日常生活を営むのに支障がある者（以下「成年被後見人等」という。）のうち次の各号のい

ずれかに該当する者に対し、成年後見人等に対する報酬に係る助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとする。

(1) 生活保護法に規定する被保護者

(2) 別表 2 で規定する要件に該当する者で、助成を受けなければ、成年後見制度の利用が困難と認められる者

(3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）による支援給付を受けている者

(4) 前各号に掲げるもののほか、特に市長が認める者

2 前項の規定にかかわらず、成年後見人等が民法第 725 条の規定に基づく親族である場合は、助成金の交付を行わないものとする。

3 第 1 項に該当する者で、申請を行う前に死亡した場合において、当該成年被後見人等の相続人及び相続財産管理人から成年後見人等の報酬を受領することができないときは、報酬を付与するとされた成年後見人等を助成の対象者とする。

（助成金の申請と決定又は棄却通知）

第 8 条 助成金の交付を受けようとする者は、家庭裁判所による報酬付与の審判の決定があった翌日から起算して 30 日以内に、一宮市成年後見人等報酬助成金交付申請書（様式第 2 の 1）に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 家庭裁判所が発行する後見等報酬付与の審判書謄本の写し

(2) 後見事務報告書の写し

(3) 財産目録書の写し等、報酬付与申立対象期間の成年被後見人等の資産及び収入が判る書類

(4) 収入・資産等申告書（様式第 3）

2 前条第 3 項の助成金の交付を受けようとする場合において、前項中「一宮市成年後見人等報酬助成金交付申請書（様式第 2 の 1）」とあるのは「一宮市成年後見人等報酬助成金交付申請書(特例用)(様式第 2 の 2)」と読み替えるものとする。

3 市長は、第 1 項の申請があったときは、申請の内容を審査のうえ、一宮市成年後見人等報酬助成金交付（棄却）決定通知書（様式第 4）により通知するものとする。

（助成金の請求）

第 9 条 第 8 条の規定により助成金の交付決定を受けた者は、一宮市成年後見人等報酬助成金請求書（様式第 5）により、助成金を請求す

るものとする。ただし、助成金の振込口座は申請者名義の金融機関口座又は成年後見人等の管理下に置かれている金融機関口座とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、助成金を請求する前に申請者が死亡した場合は成年後見人等が一宮市成年後見人等報酬助成金請求書（様式第5）により、助成金を請求するものとし、助成金の振込口座は成年後見人等名義の金融機関口座とする。

（助成金の額）

第10条 助成金の額は、家庭裁判所が決定する成年後見人等に対する報酬の額とする。ただし、別表3に掲げる施設等に入所・入院している者については月額18,000円を、その他の者については月額28,000円（家庭裁判所が決定した報酬額の対象期間（以下「報酬対象期間」という。）の始期及び終期の属する月については、当該月の日数の半数以上が報酬対象期間に算入される場合に限り、1月とみなす。）を限度とする。

- 2 別表3に掲げる施設等に入所・入院している期間とその他の期間が混在している月については、別表に掲げる施設等に入所・入院している期間の日数が報酬対象期間の半数以上の月は月額18,000円、半数に満たない月は月額28,000円を限度とする。

- 3 別表3に掲げる施設のうち医療法に規定する医療提供施設の場合は、入院の日から3か月経過した翌日から、施設等を利用しているものとみなす。

- 4 助成金の交付対象期間は、原則直近1年以内とし、報酬付与審判によって決定された報酬対象期間の終日から遡って算定する。

（助成金の受給資格の喪失）

第11条 成年被後見人等が次の各号のいずれかに該当した場合は、助成金の受給資格を喪失する。

- (1) 第7条第1項各号に規定する要件を満たさなくなったとき
- (2) 第3条に規定する対象者でなくなったとき

（助成金の求償等）

第12条 市長は、虚偽の手段により助成金を受けた者がいるときは、助成金をその者から返還させることができる。

- 2 市長は、成年被後見人等が死亡した場合において、成年被後見人等に係る相続財産があることが判明したときは、その相続人に対して申立て費用又は助成金の相当額を求償することができる。

（一宮市成年後見審判申立審査会）

第 13 条 審判の請求の申立ての適否、当該申立てに係る法定後見の類型、助成金の交付の適否その他法定後見制度に関する事項を審査するため、一宮市成年後見審判申立審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会の審査事項、委員、その他の会の開催に必要な事項については、別に定める。

（雑則）

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。

（一宮市成年後見制度利用支援事業実施要綱等の廃止）

2 一宮市成年後見制度利用支援事業実施要綱（平成 16 年 4 月 1 日施行）及び一宮市成年後見制度に係る審判の請求手続等に関する要綱（平成 16 年 4 月 1 日施行）は、廃止する。

付 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 77 号）附則第 1 条第 1 号に掲げる規定の施行の日（平成 24 年 7 月 9 日）から施行する。

付 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 第 11 条第 2 項は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年 1 2 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の一宮市成年後見制度利用支援事業実施要綱の規定による報酬の助成は、この要綱の施行日以後に報酬付与の審判のあった報酬について適用し、施行日の前日までに報酬付与の審判のあった報酬については、従前の例による。

3 この要綱の施行の際、改正前の一宮市成年後見制度利用支援事業実施要綱の規定により作成された帳票は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、改正前の一宮市成年後見制度利用支援事業実施要綱の規定により作成された帳票は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 第 8 条、第 10 条第 4 項、及び別表 2 の規定については、令和 8 年 4 月 1 日以後に報酬付与の審判のあった報酬について適用し、令和 8 年 3 月 31 日までに報酬付与の審判のあった報酬については、従前の例による。

別表 1（第 6 条関係）

対象者の属する世帯の収入及び資産から申立て費用を控除した場合において、生活保護法による保護の基準(昭和 38 年厚生省告示第 158 号)により算定した最低生活費を下回る者

別表 2（第 7 条関係）

以下の（1）から（3）までのいずれにも該当する者

- （1） 被後見人等が属する世帯の年間収入の合計が、単身世帯で 150 万以下であること。ただし、世帯員が 1 人増えるごとに 50 万円を加算した額以下であること。
- （2） 第 8 条に基づく申請の申請日時点の助成対象者の現金と預貯金の合計額から報酬助成金を控除した額が単身世帯で 350 万円以下であること。ただし、世帯員が 1 人増えるごとに 100 万円を加算した額以下であること。
- （3） 世帯員が居住する家屋その他日常に必要な資産以外に利用できる資産が世帯にないこと

なお、ここでいう世帯とは、同居かつ生計同一であることが実態として確認できる世帯員で構成される世帯のことをいい、住民基本台帳上の世帯とは異なる。

別表 3（第 10 条関係）

根拠法令	施設等名称
生活保護法	・ 保護施設
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	・ 障害者支援施設 ・ のぞみの園 ・ 共同生活援助が提供される施設 ・ 福祉ホーム
老人福祉法	・ 養護老人ホーム ・ 特別養護老人ホーム ・ 軽費老人ホーム ・ 有料老人ホーム
介護保険法	・ 特定施設 ・ 介護保険施設 ・ 認知症対応型共同生活介護が提供される施設

	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防認知症対応型共同生活介護が提供される施設
生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）運営事業実施要綱	<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）
医療法	<ul style="list-style-type: none"> ・医療提供施設
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・施設等に類似するものとして市長が認めるもの

様式第 1 (第 6 条関係)

一宮市後見開始等審判の請求の申立て費用の請求書

年 月 日

様

一宮市長

一宮市成年後見制度利用支援事業実施要綱第 6 条第 2 項の規定に基づき、後見開始等審判の請求の申立て費用について、次のとおり請求します。

記

対象者	住所	
	氏名	
	生年月日	年 月 日 (歳)
請求額	円 内訳： 根拠：	
法定後見の種類	成年後見	保佐 補助
法定後見の開始日	年 月 日	
法定後見人	住所	
	氏名	

様式第2の1（第8条関係）

一宮市成年後見人等報酬助成金交付申請書

年 月 日

（あて先）一宮市長

一宮市成年後見制度利用支援事業実施要綱第8条第1項の規定に基づき、成年後見人等報酬助成金について、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

申請者 (成年被後見人等)	住民票上の住所	
	実際に住んでいる場所(入所、入院等を含む)	
	氏名	電話番号
	生年月日 年 月 日 (歳)	
代理人 (成年後見人等)	住所	
	氏名	電話番号
生活保護受給	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
後見の種類	<input type="checkbox"/> 成年後見 <input type="checkbox"/> 保佐 <input type="checkbox"/> 補助	
報酬対象期間	年 月 日～ 年 月 日	
上記報酬対象期間の開始4か月前から最終日(※)までの在宅、入所、入院等の生活状況	年 月 日～ 年 月 日(名称:)	
	年 月 日～ 年 月 日(名称:)	
	年 月 日～ 年 月 日(名称:)	
	年 月 日～ 年 月 日(名称:)	
上記名称は自宅に住んでいる場合は「自宅」とし、入所、入院している場合は「施設名」を記入してください。		
報酬付与額	円	申請額 円

- 添付書類 (1) 後見等報酬付与の審判書謄本の写し
 (2) 後見事務報告書の写し
 (3) 財産目録書の写し等成年被後見人等の資産及び収入が判る書類
 (4) 収入・資産等申告書(様式第3)

※後見等報酬付与の審判書謄本に記載のある報酬対象期間の現金と預貯金額が判る書類の提出が必要です。

様式第2の2（第8条関係）

一宮市成年後見人等報酬助成金交付申請書（特例用）

年 月 日

（あて先）一宮市長

一宮市成年後見制度利用支援事業実施要綱第8条第1項及び第2項の規定に基づき、成年後見人等報酬助成金について、次のとおり申請します。

記

申請者 (成年後見人等)	住所		
	氏名	電話番号	
本人 (成年被後見人等)	死亡時住民票上の住所		
	実際に住んでいた場所（入所、入院等を含む）		
	氏名		
	生年月日	年	月 日（ 歳）
	死亡年月日	年	月 日
生活保護受給	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
後見の種類	<input type="checkbox"/> 成年後見	<input type="checkbox"/> 保佐	<input type="checkbox"/> 補助
報酬対象期間	年 月 日～ 年 月 日		
上記報酬対象期間の開始4か月前から最終日（※）までの在宅、入所、入院等の生活状況	年 月 日～	年 月 日	（名称： ）
	年 月 日～	年 月 日	（名称： ）
	年 月 日～	年 月 日	（名称： ）
	年 月 日～	年 月 日	（名称： ）
	上記名称は自宅に住んでいる場合は「自宅」とし、入所、入院している場合は、施設名を記入してください。		
報酬付与額	円	申請額	円

- 添付書類 (1) 後見等報酬付与の審判書謄本の写し
 (2) 後見事務報告書の写し
 (3) 財産目録書の写し等成年被後見人等の資産及び収入が判る書類
 (4) 収入・資産等申告書（様式第3）

※後見等報酬付与の審判書謄本に記載のある報酬対象期間の現金と預貯金額が判る書類の提出が必要です。

様式第3（第8条関係）

収入・資産等申告書

年 月 日

（あて先）一宮市長

世帯の収入及び資産等について、次のとおり申告します。

なお、私及び世帯員は、必要な場合は市において収入、市税等に関する課税資料を確認されることに同意します。

本人（成年被後見人等） 住 所
氏 名
代理人（成年後見人等） 住 所
氏 名

1 本人（成年被後見人等）及び世帯員の状況

	氏 名	生 年 月 日	本人（成年被後見人等）との関係
本人 （成年被後見人等）			
世帯員			

2 本人（被後見人等）及び世帯員の収入・資産状況

資産関係	本人（成年被後見人等）及び世帯員は、居住用の家屋など日常生活に供する資産以外に、住居や土地など活用できる資産はありません。 は い ・ いいえ
世帯合算の収入 （報酬付与の審判の期間中の収入）	⇒ 収入の内訳について裏面にご記入ください。
世帯合算の預貯金額	⇒ 預貯金額の内訳について裏面にご記入ください。

（裏面あり）

報酬付与の審判の期間中の収入金額・預貯金額 ※世帯員ごとに記入をお願いします。

	氏名	前年収入金額：収入種類	預貯金額 (申請時点)
本人		収入金額 _____ 円 【収入内訳】 ① 年金収入：_____ 円 (老齢・退職・障害・遺族・他 (_____)) ② 給与収入：_____ 円 ③ その他 (_____ : _____ 円) 【確認書類】 年金手当額通知書、年金証書、預金通帳の写し、明細 その他 (_____)	_____ 円 (有価証券等含む) 【添付書類】 ・預金通帳の写し ・その他 (_____)
世帯員		収入金額 _____ 円 【収入内訳】 ① 年金収入：_____ 円 (老齢・退職・障害・遺族・他 (_____)) ② 給与収入：_____ 円 ③ その他 (_____ : _____ 円) 【確認書類】 年金手当額通知書、年金証書、預金通帳の写し、明細 その他 (_____)	_____ 円 (有価証券等含む) 【添付書類】 ・預金通帳の写し ・その他 (_____)
世帯員		収入金額 _____ 円 【収入内訳】 ① 年金収入：_____ 円 (老齢・退職・障害・遺族・他 (_____)) ② 給与収入：_____ 円 ③ その他 (_____ : _____ 円) 【確認書類】 年金手当額通知書、年金証書、預金通帳の写し、明細 その他 (_____)	_____ 円 (有価証券等含む) 【添付書類】 ・預金通帳の写し ・その他 (_____)
世帯員		収入金額 _____ 円 【収入内訳】 ① 年金収入：_____ 円 (老齢・退職・障害・遺族・他 (_____)) ② 給与収入：_____ 円 ③ その他 (_____ : _____ 円) 【確認書類】 年金手当額通知書、年金証書、預金通帳の写し、明細 その他 (_____)	_____ 円 (有価証券等含む) 【添付書類】 ・預金通帳の写し ・その他 (_____)
合計	世帯員数 _____人	世帯の前年収入の合計 _____ 円	世帯の預貯金額の 合計 _____ 円

様式第4（第8条関係）

一宮福総発第 号
年 月 日

申請者 様
代理人 様

一宮市長

一宮市成年後見人等報酬助成金交付（棄却）決定通知書

年 月 日付で申請のありました成年後見人等の報酬の助成金の交付について、下記のとおり決定しましたので、一宮市成年後見制度利用支援事業実施要綱第8条第3項の規定に基づき、通知します。

記

1 助成決定

成年被後見人等	
住所	
氏名	
成年後見人等	
住所	
氏名	
報酬費用助成決定額	円
助成対象期間	年 月 日 ~ 年 月 日

2 棄却・減額理由

--

この決定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、書面で、一宮市長に対して審査請求をすることができます。

この決定の取消しを求める訴え（取消訴訟）は、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、一宮市を被告として（訴訟において一宮市を代表するものは一宮市長となります。）提起することができます。

様式第 5 (第 9 条関係)

一宮市成年後見制度利用支援助成金請求書

年 月 日

(あて先) 一宮市長

請求者(代理人) 住所
氏名

年 月 日付で決定のありました成年後見人等の報酬の助成について、一宮市成年後見制度利用支援事業実施要綱第 9 条 1 項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

請求金額	円 (年 月 日分から 年 月 日分まで)			
振込先 (申請者本人口座に限る)	金融機関名		支店名	
	預金種目	普通・当座	口座番号	
	フリガナ			
	名 義			

※助成金を請求する前に成年被後見人等が死亡した場合の振込先は成年後見人等の口座とします。